

令和8年度中学校技術科教員ライセンスセミナー実施 Q&A (兵庫教育大学)

事業概要について

1	Q	大まかな日程について教えてほしい。
	A	オンデマンド講習を7月下旬から開始し、実習を含む科目のうち4科目（材料加工Ⅰ・Ⅱ、機械工学、電気工学）を8月（夏期休業）中、その他の8科目を9月以降、2科目を月4日程度実施する計画としております。 事業の1例はこちらからご確認ください。
2	Q	実習を含む科目を受講する際は出張扱いになるのか。
	A	講習受講に関する用務の取り扱いは、各教育委員会にてご判断ください。
3	Q	最低、何年で取得できるように授業を組まれるのか。
	A	最短で1年間で13単位が取得できるよう、開講予定です。
4	Q	複数年かけて取得することは可能か。
	A	2年間かけて取得いただく等も可能としております。 ただし受講者数や講師と受講される先生方のご都合、自治体の計画等の様々な観点から調整が必要になります。
5	Q	自県の教員が、他の地区の日程で受講することは可能か。
	A	所属自治体の日程での受講をお願いしております。
6	Q	自県の教員が、居住地に近い他県会場（実習講座）に参加することは可能か。
	A	原則として所属自治体の会場にて実習の受講をお願いしております。
7	Q	受講者が実習講座時に怪我をした場合の保険等は、委託事業の内容に含まれているのか。
	A	本委託事業の中には含まれておりません。
8	Q	実習講座を含め、単位修得に必要な出席は講座の何%か。
	A	講習の実施区分毎（講義、講義・演習、実習）に80%以上の出席が必要となります。特に実習は4時間の80%以上のため4時間の出席が必要となります。
9	Q	実習講座の単位は実習講座のみで修得できるのでしょうか。「オンラインで○時間+実習で△時間=1単位」といった組合せによる修得もあるのか。
	A	実習講座を効率的に開設するため、実習を集中的に開講予定ですが、単位取得は、「実習を含む」講座として開講しておりますので、「オンラインで○時間+実習で△時間=1単位」という取得イメージになります。
10	Q	開講講座は全て「一般的包括的な内容」を含むとの理解で間違いないか。
	A	間違いございません。

受講対象者について

1	Q	募集対象を広げ、中学校教諭普通免許状を有し、「技術科の免許状取得後、本県での技術科非常勤講師を希望する者」を一般（現在教員でない者）からも公募したいと考えている。
	A	受講対象者にも記載しておりますとおり、今回の講習は中学校技術を臨時免許や免許外教科担任により指導している又は今後その可能性がある公立中学校(義務教育学校、公立中高一貫校)教員が対象のため、一般の方（令和8年度時点で教員でない方）は対象外です。 但し、中学校に勤務する非常勤等の講師については、対象となります。
2	Q	本事業の対象者はどの範囲か。
	A	「中学校技術科を臨免・免外として指導している又は教科担任として指導したい、指導する予定がある現職教員」です。

実習サポート者について

1	Q	実習サポート者について、指導主事を例示しているが、他に条件はあるか。 (例：指導主事でなくてもよいが、中学技術の指導経験がある等)
	A	実習サポート者は、安全配慮や会場での実習補助等が必要なため、技術科免許所有者にお願いできれば幸いです。 県の指導主事の方の対応が難しい場合は、センターや教育事務所の指導主事の方又は技術科教員の方に依頼をお願いします。
2	Q	実習サポート者について、技術科免許を所有する指導主事等とあるが、その範囲はどこまでか。
	A	指導主事、現役教師によるサポート者を想定しておりますが、実習会場で受講者のサポートができる免許所有者であれば、各自治体の裁量にて配置することは問題ありません。

実習会場について

1	Q	講習会場について、例示として木材加工室、金属加工室等としてあるが、木材加工、金属加工双方ができる教室である必要があるのか等の条件について教えてほしい。
	A	木材加工と金属加工の実習実施が別日程であった場合、それぞれに対応する異なる会場を選定いただき、受講者に案内いただくことが可能です。木材加工と金属加工の実習が同日開催になった場合は、双方の実習が実施可能な会場の選定をお願いします。

免許取得について

1	Q	別表4または8による中学校2種（技術）取得を想定しているのか。
	A	R8年度は、主に別表4に係る「中学校の教員免許を有する者が、技術2種免許を取得」することを想定しております。 なお、今回提供する科目は全て別表第8に対応した科目となっておりますが、本事業の開設趣旨から、高校（工業又は情報）の教員免許保有者のみ受講対象とさせていただきます。 またその場合、免許状取得の単位要件に関しては、各教育委員会にてご判断をお願いいたします。

その他

1	Q	県で既に認定講習を開講しているので、委員会担当者フォームは回答しなくてもよいか。
	A	本事業は、各自治体において取り組まれている認定講習ではまかないきれない講座や開講が難しい講座、開講自体が難しく改善の見込みが持てない自治体の活用を想定しております。 既に自治体の認定講習で、計画的な改善を図っていただいている場合、最終的に実施するかどうかのご判断はお任せいたします。 情報提供のみ受けるという形で、フォーム回答のみしていただくことも可能でございます。 (今年度、新規で受講を希望する先生がいた際、自治体の講座が定員オーバーしている際は、実習以外の講座を各自受けていただくなどの選択肢も考えられるかと思えます) フォームをお送りいただいた際は、今後、本学より受講者の確認等念の為ご連絡が入ることもあるかもしれませんが、自治体として既に取り組んでいる旨お伝えください。